2．龍谷大学ボランティア・NPO活動センター規程

制　　定　平成13年３月１日
一部改正　平成15年５月15日
平成17年７月21日
平成19年９月27日

（設　置）
第１条　本学にボランティア・NPO活動センター（以下「センター」という。）を置く。
（目　的）
第２条　センターは、営利を目的としないボランティア活動を通じて、相互に学び合うサービスラーニングという共生の理念を具現化し、本学の教育研究に寄与することを目的とする。
（事　業）
第３条　センターは、前条の目的を遂行するために、次の事業を行う。
(1)　ボランティア・NPO活動を通じた人材育成及び教育支援に関する事項
(2)　本学の教育研究活動とボランティア・NPO活動との連携に関する事項
(3)　本学の教育研究に相応するボランティア・NPO活動の環境整備に関する事項
(4)　その他、ボランティア・NPO活動センター委員会が必要と認めた事項
（役職者）
第４条　センターに、次の役職者を置く。
(1)　センター長　１名
(2)　副センター長　２名
（センター長）
第５条　センター長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。
２　センター長は、専任の教育職員の中から、学長が指名する。
（副センター長）
第６条　副センター長は、センター長を補佐し、センター長が事故ある場合又はセンター長が欠けた場合は、センター長の職務を代理又は代行する。
２　副センター長は、専任職員の中からセンター長が推薦し、学長が委嘱する。
（委員会）
第７条　センターは、第３条に規定する事業を運営するために、ボランティア・NPO活動センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会の構成は、次のとおりとする。
(1)　センター長
(2)　副センター長
(3)　センター長の推薦する専任職員　若干名
(4)　センター事務部長
３　委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
（任　期）
第８条　センター長、副センター長及び委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
（委員会の招集）
第９条　委員会は、センター長が招集し、議長となる。
（事業報告）
第10条　センター長は、センターが実施した事業について、毎年、学長に報告書を提出しなければならない。

（事　務）

第11条　センターの事務を処理するために、ボランティア・NPO活動センター事務部（以下「センター事務部」という。）を置く。

2　センター事務部に、必要な事務職員を置く。

付　則

この規程は、平成13年４月１日から施行する。

付　則（平成15年５月15日第11条改正）

この規程は、平成15年４月１日から施行する。

付　則（抄）（平成17年７月21日題名、第１条、第３条、第７条、第11条改正）

1　この規程は、平成17年７月21日から施行する。

この規程は、平成19年10月１日から施行する。